

## 三重地区のタクシー運賃改定手続の開始等について

三重地区における運賃改定の要請（申請）があった法人タクシーの車両数の合計が、当該地区における法人タクシー全体の車両数の7割に達したため、運賃改定手続を開始します。今後、中部運輸局において運賃改定要否の判定を行い、その判定の結果についてはあらためてお知らせします。

○三重地区（令和4年12月21日現在）

運賃改定要請受付期間	要請事業者 車両数	地区法人 車両数※	要請率
令和4年9月29日～令和4年12月28日	877両	1,134両	77.34%

連絡先 中部運輸局自動車交通部  
旅客第二課 江口、北口、松本  
TEL 052-952-8036

連絡先 中部運輸局自動車交通部  
旅客第二課 江口、北口、松本  
Tel 052-952-8036

## 三重地区のタクシー運賃改定要請のお知らせ

令和4年9月29日、三重県四日市市の四日市つばめ交通株式会社から下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃変更要請書が提出されましたのでお知らせします。

なお、三重地区（※1）において、本要請の日から3ヶ月の間に要請書等を提出した法人タクシー事業者の合計車両数（※2）が7割以上となった場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

### 記

#### 1. 要請者

法人名：四日市つばめ交通株式会社  
住 所：三重県四日市市富士町7番1号

#### 2. 公定幅運賃変更要請の概要（普通車要請分）

##### 【初乗運賃】

車種区分	要 請 運 賃	現 行 運 賃
普通車	1.05kmまで 650円	1.2kmまで 590円

##### 【加算運賃】

車種区分	要 請 運 賃	現 行 運 賃
普通車	232mまで 100円	222mまで 80円

（※1）三重地区（運賃が適用される地域、次ページ略図参照）  
三重県14市15町のうち、南牟婁郡紀宝町を除く14市14町の地域

（※2）三重地区 事業者数及び車両数（令和4年9月29日現在）  
事業者数：46者  
車 両 数：1, 134両 ※7割以上=794両

※令和4年12月22日まで掲載していた「（※2）車両数」の記載に誤りがありましたので同日修正いたしました。